

関係者各位

## お 知 ら せ

### 飲用乳、加糖れん乳及びでん粉調製品に係る輸入数量を基準とする 特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第1の6の2、6及び24の項に掲げる物品（飲用乳、加糖れん乳及びでん粉調製品）については、本年度の初日から9月末日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、輸入数量に基づく特別緊急関税の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったため、同法第7条の3第1項の規定に基づき、本年11月1日から翌年3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関して不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門へ照会願います。

#### 記

#### 1. 対象物品及び税率

対象品目	品目コード	関 税 率	
		発動前	発動後
飲用乳	0401.20-190	21.3%+114円/kg	28.4%+152円/kg
加糖れん乳	0402.99-129	25.5%+104円/kg (別途、調整金405円/kgが課される)	34%+273.67円/kg (別途、調整金405円/kgが課される)
	0402.99-290	25.5%+55円/kg (別途、調整金199円/kgが課される)	34%+139.67円/kg (別途、調整金199円/kgが課される)
でん粉調製品	1901.20-159 1901.90-179	119円/kg	158.67円/kg

#### 2. 除外となるもの

関税暫定措置法第7条の3第2項各号に該当するもの

#### 3. その他

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターHP中のNACCS掲示板をご確認ください。

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門

電話番号：078-333-3086